

## 第 9 4 号議案

足立区行政財産使用料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

### 足立区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

足立区行政財産使用料条例（昭和 4 2 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 号中「および」を「及び」に改め、同項第 4 号中「または」を「又は」に改め、同項第 5 号中「および」を「及び」に改める。

第 3 条中「または」を「又は」に改める。

第 4 条中「および」を「及び」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分中「および」を「及び」に、「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条第 1 号中「または」を「又は」に、「その他の公共団体において」を「その他公共団体若しくは公共的団体が」に、「公共用」を「公共用若しくは公益事業の用」に改める。

第 6 条及び第 7 条中「または」を「又は」に改める。

第 8 条の見出し中「および」を「及び」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政財産に係る使用料の減免対象を拡大するとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。